

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成19年10月29日

場 所 第3委員会室

平成19年10月29日（月曜日）

---

午前10時1分開会

---

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・不適正な事務処理について
- ・サイバー犯罪対策について
- ・不適正な事務処理の調査結果について
- ・平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ・平成20年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について
- ・第62回国民体育大会の結果について
- ・第22回全国スポーツ・レクリエーション祭について

---

出席委員（9人）

委員 長	太田 清海
副委員 長	河野 安幸
委員	米良 政美
委員	福田 作弥
委員	野辺 修光
委員	宮原 義久
委員	西村 賢
委員	長友 安弘
委員	井上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相浦 勇二

警務部長	橋本 昌典
警務部参事官兼 首席監察官	松尾 清治
生活安全部長	柄本 重敏
刑事部長	鬼束 昭己
交通部長	柄本 憲生
警備部長	谷口 数雄
警務部参事官	椎葉 今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原 雅男
生活安全部参事官兼 地域課長	山中 勇一郎
総務課長	松井 宏益
生活安全企画課長	黒木 憲生
少年課長	柏田 和彦
交通規制課長	今井 和久
運転免許課長	徳留 勝次郎

教育委員会

教育 長	高山 耕吉
教育次長 (総括)	一原 則幸
教育次長 (教育政策担当)	寺田 建一
教育次長 (教育振興担当)	福島 信雄
総務課長	梅原 誠史
政策企画監	満丸 洋一
財務福利課長	轟田 歳明
学校政策課長	飛田 洋
学校支援監	白川 智
特別支援教育室長	有馬 順一郎
教職員課長	堀野 誠
生涯学習課長	勢井 史人
スポーツ振興課長	得能 剛
文化財課長	井上 貴
人権同和教育室長	遠目塚 勉

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔  
議事課主査 湯地正仁

---

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○相浦警察本部長 委員長初め委員の皆様方には、警察業務各般にわたりまして、御理解、御協力を賜っておりまして、改めまして御礼申し上げます。

本年も残るところ2カ月余となりましたけれども、警察職員一丸となって、安全で安心な宮崎の実現を目指して頑張っておりたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は2テーマちょうだいしておりまして、まず1つは「不適正な事務処理」につきまして、これにより取得した備品の状況について説明をさせていただきたいと思っております。また、もう1

項目として、「サイバー犯罪対策」について説明申し上げたいと思っております。それぞれ担当部長が行いますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、報告事項の1番目といたしまして、「不適正な事務処理」について御報告いたします。

不適正な事務処理により取得した備品につきましては、総務事務センターの指示に基づき、すべての備品について既に備品台帳への登録が完了しております。

その詳細について、資料1の1から1の3まで、お手元にあると思っておりますけれども、それに従いまして説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1の1「不適正な事務処理により取得した備品登録一覧表」の1ページでございます。

表の一番右端に「写真番号」とございますけれども、これはお手元に配付してあります資料1の2「不適正な事務処理により取得した備品の写真」の備品番号の左側に付された番号と合致するように作成されています。対比しながらごらんになっていただければと思います。

なお、写真につきましては、所属ごとの金額の高い備品から順に並べてあります。

ここに記載してありますとおり、資料1の1の1ページでございますけれども、西都警察署がDVDレコーダーほか10点、高千穂警察署がプリンターほか1点、合計で13点が不適正な事務処理により取得した備品でございます。

この詳細につきましては、その資料1の2にあるものが購入したものでございます。

次に、資料1の3「不適正な事務処理により取得した備品の備品台帳の写し」でございます。

登録一覧表の内容が詳細に記載されておま

す。現物はA4判でございますけれども、紙面の都合上、縮小して調整しておりますので、御了承願います。

このような不適正な事務処理という形の中で、備品が13点、警察本部でございましたけれども、このようなことがないように、再発させないよう、今後も引き続きコンプライアンス意識の一層の高揚を図るとともに、適正執行に係る指導・教養を徹底してまいり所存でございます。以上でございます。

**○柄本生活安全部長** 次に、「サイバー犯罪対策」について御報告いたします。

では、お手元の資料2をごらんください。

まず、資料の1の「サイバー犯罪」についてでございます。

報道機関等では、サイトなどに絡んだ犯罪は、すべて広い意味でインターネット犯罪などと総称されているようですが、警察で言うサイバー犯罪につきましては、次の3類型を犯罪統計上の必要からサイバー犯罪と定義しております。

1つ目が不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反であります。権限のない者が他人のID、パスワードなど識別符号を無断で使用してアクセス制御されたコンピュータに接続することで、不正アクセスと呼んでおり、その行為等を処罰するものです。

2つ目が刑法に規定されたコンピュータ（本体）やその電磁的記録（データ）を対象とした犯罪で、昭和62年の刑法改正により、新たに7つの犯罪が規定され、その一つに電子計算機損壊等業務妨害があります。人の業務に使用するコンピュータや電磁的記録を損壊し、またはコンピュータに虚偽の情報、不正な指令を与えるなどして使用目的に反する動作をさせるなどし、人の業務を妨害することを処罰するものであり

ます。

3つ目は、犯罪を行う場合に、その犯罪が成立する過程で必要不可欠な手段としてネットワークを悪用した犯罪であります。現在は、パーソナルコンピュータや携帯電話が広く国民に普及して、インターネット通信が盛んに行われている状況であり、犯罪に悪用される機会も増加し、詐欺、脅迫、恐喝、名誉毀損などの刑法犯、わいせつ関係の犯罪、商取引に関する犯罪、知的財産を侵害する犯罪など、多くの犯罪の重大な局面でコンピュータや携帯電話が悪用されておりますことから、サイバー犯罪の中で発生件数は一番多い類型となっております。

今やインターネットの世界が犯罪の発端になったり、被害の場所となったり、さまざまな形で関係するようになり、これらに関する知識・技能の集積及び犯罪への対策や捜査は、さまざまな警察業務の中で非常に重要な分野となってきております。

次に、資料の2の「インターネット空間に対する国民の意識」についてでございます。

これは、平成18年12月に内閣府が実施した国民の治安に関する世論調査の結果でございます。

まず、(1)の犯罪に対して不安になる場所については、国民約2,000人の回答の結果であります。

国民が犯罪に対して不安になる場所として選んだのは、多い順で申し上げますと、第1位が路上であり、60.2%、第2位が繁華街で44.7%、そして第3位にインターネット空間が選ばれ、40.1%、第4位は公園で37.9%でありました。

この結果を見ますと、路上、繁華街、公園は現実の空間、場所ではありますが、路上などのように具体的に危険を感じる場所と異なり、肌身

に直接感じることでできないバーチャル、つまり仮想的な空間であるインターネット空間が上位に選ばれた理由は、やはりインターネット空間で犯罪が多発していることを国民の方々が広く認識し、いつ、どのような被害に遭うかわからないとの危険意識が強く働いていることを裏づけていると判断しております。

次に、(2)の取り締まり強化への要望が高かった犯罪についてであります。

国民が被害に対して不安になる犯罪として選んだのは、第1位が空き巣でございまして53.1%、第2位がすり、ひったくりで50.0%、そして第3位は飲酒運転による交通事故、ひき逃げなどの悪質・危険な交通法令違反が選ばれ、49.9%、インターネット利用犯罪は8位の39.9%でございました。

しかし、平成16年の前回調査と比較して、不安となる犯罪へ大きく変化した犯罪についてみますと、第1位が飲酒運転によるひき逃げなどの交通違反で19.4ポイント増加、第2位がインターネット利用犯罪で15.7ポイント増加、第3位が振り込め詐欺、悪質商法などで13ポイント増加でありました。

これらのポイントが増加した3つの犯罪につきましては、現在の国民が被害に遭いそうだと強く意識した結果でありますので、裏を返せば、私ども警察に対して、今まさに取り締まりに力を入れてほしい犯罪であると判断しているところでございます。

それでは、資料の3のサイバー犯罪等の現状について説明いたします。

これからインターネット空間に絡む犯罪や問題につきまして、大きく7つに分けて説明いたしますけれども、さきに御説明いたしました犯罪統計上のサイバー犯罪だけでなく、国民、県

民の皆様が不安に感じておられ、私どもも治安対策上、憂慮しているインターネット空間の実態につきまして、広くとらえて説明させていただきます。

まず、(1)の不正アクセスについてでございます。

先ほど御説明しましたように、権限のない者が他人のID、パスワードを無断使用し、例えばコンピュータに蔵置されている個人情報などのデータを引き出し、改ざんを可能にしたり、犯人が身分を隠して他人に成り済ますことが容易になるため、コンピュータ・ネットワークを通じて詐欺などが行われやすくなるなど、二次的な犯罪に発展することが多く、通信の信頼性、安全性を侵害するものであります。

不正アクセス禁止法違反は、全国では平成18年に703件検挙されておりますが、本県では、平成12年の同法施行後、通算して4件の違反を検挙しております。

平成19年1月に検挙した事例につきましては、同じ会社に勤務する男女間におきまして、男性が女性のID、パスワードを不正に取得し、そのID、パスワードを自宅のパーソナルコンピュータに入力して、女性のメールなどを盗み見したものであります。

また、本県の不正アクセスに関する相談は、平成18年中22件ありましたが、その中には、ID、パスワードはしっかり管理していたのに、いつの間にか使用されたとの届け出も少なからずあります。

このように、他人のID、パスワードを知らないうちに窃取する手口は「フィッシング」と言われております。

次に、(2)のインターネットオークション詐欺についてであります。

平成18年、全国でサイバー犯罪として検挙計上された詐欺は1,597件であります。その約8割の1,300件がインターネットオークション詐欺で検挙されておりまして、検挙されたすべてのサイバー犯罪の約30%を占めていることとなります。

また、本県のインターネットオークション詐欺に関する相談は、平成18年は655件のサイバー犯罪関係の相談中229件で全体の約35%を占めていますが、内容的には詐欺の疑いもあるとの相談や詐欺の被害に遭わないための相談なども含まれますので、すべてが財産的被害があつての相談ではございません。

インターネットオークションで詐欺を行おうとする者は、事前に他人のID、パスワードを入手し、他人に成り済ましてインターネットオークションのサイトに不正アクセスし、商品出品を装うのが現状でありまして、また、落札者との間で行う代金決済は、多くがインターネットバンクが使用されており、同バンクの口座は架空名義の口座となっていることから、匿名性が高く、捜査を困難にしている第一の要因であります。

また、インターネットオークションのサイトへの接続も、身元が判明しにくいインターネットカフェを使用したり、身元が確認されていない無線通信で接続できるモバイル機を使用し、果ては外国のサーバを経由していたりと、あらゆる点で高度情報通信技術を悪用しているのが現状であります。

本県でのインターネットオークション詐欺の検挙状況につきましては、平成17年、18年にそれぞれ1件を検挙しております。

また、現在、本県では、大分県警を中心とした7県警察合同で、大規模な不正アクセス・イ

ンターネットオークション詐欺事件を捜査しておりまして、10数名と思われる犯行グループのうち、2名を逮捕するなどして捜査中でありませ

す。この事件に関して、本県内で現金をだまし取られた詐欺被害者が2名、ID、パスワードを無断で使用された方が2名であります。全国規模の詐欺事件であり、被害総額は約2億1,000万円に上ると思われます。

次に、(3)の有害サイト・裏サイトについてでございます。

有害情報につきましては、直ちに違法とは評価されないものの、自殺サイトや爆弾の製造方法、殺人等の違法行為の請負など、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受けとめられる情報をいうとされており、有害サイトとは、このような有害情報を掲示するサイトということになります。

また、裏サイトとは、タブー、つまり触れてはならない知識を追求するサイトの総称とされており、犯罪などの違法行為の勧誘を主目的としているサイトを総称するマスコミの造語とされ、闇サイト、アングラサイトと呼ばれたりしておりますが、警察としては明確な定義はしておりません。

有害サイトにつきましては、特に青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある出会い系サイト、アダルトサイト、残虐サイトなどが憂慮される場所でもあります。

出会い系サイトにつきましては、それに接した青少年が犯罪に巻き込まれるおそれがあり、また、わいせつな画像を掲載するアダルトサイト、死体の画像などを掲載する残虐サイトなどは、青少年に与える影響が大きいとして、平成15

年12月、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の防止等に関する法律が施行されました。

本県における出会い系サイトに関係する犯罪の検挙状況につきましては、平成18年中14件を検挙しておりますが、本年は8月末までに10件を検挙しており、増加している状況でございます。

このような有害サイト対策としましては、青少年に有害サイトに接する機会を少なくするため、有害サイトを遮断、インターネットの利用時間を制限する等の機能を持つフィルタリングを普及させることが効果的であると考えておりますし、このフィルタリングの普及につきましては、警察と携帯電話等の業者が連携する「セキュリティ懇話会」、警察と携帯電話会社及び教育機関・団体で組織した「子どもを有害情報から守る連絡協議会」、県内の小・中・高校等におきまして随時開催しておりますサイバーセキュリティカレッジなどにおきまして、防犯上の対処要領等について指導を行うとともに、普及のための啓発活動を実施しているところであります。

また、警察独自の有害サイト対策としましては、サイバーパトロールを実施し、有害情報を発見した場合は、プロバイダ、管理者に対し、削除等の対策依頼を行っております。

これまでに本県でのサイバーパトロールにより違法・有害情報を発見した状況につきましては、平成18年が297件、本年6月末までに167件でありまして、平成18年の同期と比較しますと、113件増加しております。

次に、裏サイトでございますが、裏サイトに掲示される情報の主なものとしましては、コンピュータウイルス作成などのパソコン技術、違

法コピーや非合法なデータ、爆弾やドラッグ等の入手や利用方法などの地下情報、犯罪の手口紹介や犯罪依頼、共犯者の募集などの情報があります。

本年8月25日に発覚した愛知県での強盗殺人事件では、被疑者等は、「闇の職業安定所」と称する裏サイトへの仲間募集の書き込みを通じて知り合った者が共同して、見ず知らずの女性を殺害し金品を強奪したもので、世間を震撼させました。

本県における裏サイトに絡む事件の検挙例としましては、平成17年10月に、インターネット上のホームページで、男女の性器、性戯場面等を露骨に撮影した画像を陳列、不特定多数の者に閲覧させ、無修正のわいせつDVDビデオを販売していた東京都の男ら5名を警視庁と共同で逮捕しております。

次に、学校関係で社会問題化しておりますのが「学校裏サイト」でございます。

学校裏サイトは、現在、日本国内に1万5,000以上存在すると言われております。

学校裏サイトは、そのほとんどが携帯電話からしかアクセスできないサイトのため、パーソナルコンピュータで検索しても発見できず、もちろん学校名ではヒットしないなどの特性があります。

最大の問題点は、個人批判から個人攻撃、誹謗・中傷の書き込みからすぐに陰湿ないじめにエスカレートし、現実にリンチや暴行・傷害、恐喝など、具体的な犯罪に発展してしまい、收拾がつかなくなってしまうことであります。

学校裏サイトに絡み、自殺者が出たり、行為者が補導・逮捕された事案が報道されるのに接し、本県でも同様な事案が発生しないよう、学校などとの連携を強固にしているところであり

ます。

次に、(4)の自殺関連サイトについてでございます。

自殺関連サイトにつきましては、特に定義として確定しているものではありません。

ただ、自殺予告事案につきましては、近年、自殺サイトにおける自殺の呼びかけなどを通じて知り合った者同士が自殺する事案が急増し、社会問題化したのを受けて、平成17年10月、警察庁、総務省及びプロバイダ等関係団体で検討した結果、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が策定されております。

自殺予告事案の対応に関する取り組みにつきましては、平成17年11月に、自殺予告事案を認知した場合は、認知警察署とサイバー犯罪対策室が連携し、的確に対応することを通達しております。

なお、本県では、現在まで緊急の対処が必要とされるような自殺予告事案は認知しておりません。

最近、自殺関連サイトで大きく社会問題化した事件は、神奈川県で発覚しました、自殺サイトに投稿してきた女性から現金20万円の振り込みを受けて、睡眠導入剤を飲ませた上で殺害したという囑託殺人事件でありました。

本県でも、この種事案があった場合は、前兆段階で発見し、人命の保護ができるよう、インターネットに常時接続できる情報収集端末であるノート型パソコンを、本部内の所属や全警察署に配備し、サイバーパトロールの一環として自殺予告事案に対応できる体制をとっているところであります。

次に、(5)のブログや掲示板などにおける犯罪についてでございます。

ブログは、インターネット上で特に個人や数人のグループにより運営されるのが主で、掲示板は、個人よりも数多くの掲示板を集積して一つのサイトにしたものを指します。

ブログは個人の日記的な内容を、掲示板では世相や時事問題等について独自の意見や見解が掲載され、日々書き込み更新されます。

ブログや掲示板は、急激な勢いで普及しております。

ブログや掲示板の問題点ではありますが、従来型のサイトに比べ、簡単な手続、作業で情報を掲載することができ、読者が記事に対してコメントも簡単であるため、個人情報の掲載による名誉毀損などの原因になるほか、ブログや掲示板を利用したわいせつ画像の販売等等も発生しております。

長崎県佐世保市で発生した小学校6年生が同級生の女子児童を殺害した事件では、ブログの書き込みをめぐるトラブルが事件の一つのきっかけであったと言われております。

なお、本県におきまして、ブログに絡む事件の検挙はありませんが、掲示板に絡むものとして近年検挙した事件は、男性加害者が携帯電話で掲示板に接続し、女性被害者を誹謗中傷する書き込みを100数十回したもので、刑法の名誉毀損に該当し検挙したものです。

なお、現在実施中のサイバーパトロールの一環として、犯罪があると思料されるブログや掲示板を発見した場合には、法律に従い適切に対応することとしております。

なお、最新情勢としまして、10月25日に内閣府から発表されました有害情報に関する特別世論調査の結果によりますと、わいせつ画像を提供したり、自殺、犯罪を誘引したりするインターネット上の有害サイトや有害情報の規制を求め

る人は、アンケート回答者の90.9%に上りました。現在、サイト関係で直接的な規制法令としては、唯一「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」がありますが、この調査結果を受けて、いわゆる有害サイトに関する取り組みが強化されると考えておりますので、今後、政府で検討される対応策に的確に対応していくこととしております。

次に、(6)のネットワーク利用犯罪についてでございます。

ネットワーク利用犯罪につきましては、冒頭御説明いたしましたように、多種多様な犯罪の重大な局面でコンピュータや携帯電話が悪用されていますことから、発生件数が一番多い犯罪類型となっております。

ネットワーク利用犯罪の捜査では、各種サイトへの接続記録から一つずつ回線をさかのぼる捜査となるため、電気通信回線の仕組みなどに高度な知識が必要となり、これがサイバー犯罪捜査の特殊性及び困難性の要因となっております。

サイバー犯罪の現状の最後といたしまして、(7)のサイバーテロについて御説明申し上げます。

サイバーテロとは、統一的な定義はありませんが、警察では、重要インフラの基幹システムに対する電子的な攻撃、または重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いものとしております。

対象となる分野は、情報通信、金融、航空、鉄道、電気、ガス、政府、行政サービス、医療、水道、物流の10分野であります。

幸い今までにサイバーテロそのものは発生しておりませんが、国内に潜入して重要施設を破

壊するといった物理的なテロに比べまして、テロを行う者は、場合によっては、国内に侵入することなく高度情報通信技術を駆使して重要インフラの基幹システムに対する電子的な攻撃を行い、システムがダウンするなどしたら、一瞬のうちに現在の社会システムは大混乱に陥るばかりでなく、国民の生命、身体、財産に重大な損害を及ぼし、果ては国家存亡の危機に直面する危険を内包していると言えます。

この問題につきましては、内閣官房長官を議長とする全庁横断的な組織である「情報セキュリティ政策会議」で、平成17年12月に重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画が決定されましたので、その計画に基づき、重要インフラを所管する省庁と連携して、重要インフラの防護のための対策が進められているところであります。

以上のとおり、サイバー犯罪等の現状につきまして御説明いたしました。高度情報通信技術が社会に浸透するにつれまして、今後ますます社会や経済に密接した形で、かつ予想だにしない場面においてサイバー犯罪が発生するものと危惧しているところであります。

それでは、資料の4の「宮崎県のサイバー犯罪情勢」について御説明いたします。

まず、(1)のサイバー犯罪関係の相談件数についてであります。

相談内容は、オークション詐欺、悪質商法、違法・有害情報、名誉毀損、迷惑メール、ウイルス関係など多岐にわたっており、また、実際に被害が出ていない段階での相談も含まれますので、犯罪の発生状況と等しいわけではございません。

グラフは平成14年以降の相談件数の推移をあらわしておりますが、平成17年までに毎年増加

しておりましたが、平成18年は初めて減少いたしました。

しかし、インターネットの普及状況から、相談は今後も増加していくものと推測しておりまして、本年6月末の相談件数は、昨年同期と比較しましても若干増加いたしております。

次に、(2)のサイバー犯罪の検挙件数についてであります。

グラフは、平成14年以降の検挙件数の推移をあらわしておりますが、毎年の件数に増減はあるものの、平成16年以降、10数件を検挙している状況にあります。本年6月末の検挙件数は、昨年同期と比較しまして増加しております。今後も増加すると推察しております。

最後に、資料の5の「今後の対策」について御説明いたします。

まず、(1)の長期的展望に立った専門捜査員の育成と捜査技能の指導強化についてでございます。

高度情報通信技術は、日進月歩どころか秒進分歩で高度化し、それと並行して高度化した技術が犯罪に悪用され、検挙や防止対策をますます困難にしている状況があります。

今後、サイバー犯罪があらゆる分野の犯罪に密接に絡んでいくことは必定でありますことから、捜査能力の高い警察官に専門的技術の教養を受ける機会を継続して設けて、長期的展望に立った専門捜査員の育成を図っているところであります。

なお、本年5月には、生活安全企画課の警部補を技能指導官に任命し、事件捜査の支援、警察官への指導・教養に当たらせており、この技能指導官による効率的な指導・教養等を徹底し、全体のレベルアップを図ることとしております。

次に、(2)の他都道府県警察との合同・共同

捜査の積極的な推進についてでございます。

全国及び本県とも増加傾向にあるサイバー犯罪は、県境等の地理的な制約、時間的制約のないボーダーレスな犯罪であり、加害行為は県外から及んでいることが多く、本県独自の対応だけでは十分ではありません。

広域化するサイバー犯罪情勢に的確に対処するため、他の都道府県警察との情報交換や合同・共同捜査等を積極的に進め、事件検挙に努めていくこととしております。

次に、(3)のサイバーセキュリティカレッジ等の積極的開催による情報モラルの普及強化についてでございます。

有害サイトや裏サイト、自殺関連サイトなどに関しては、インターネットなどを通じて接続した者が、被害に遭ったり有害な影響を受けることで犯罪への性向を帯びることが憂慮され、また、裏サイト、掲示板などの接続者の中には、匿名性が強いことから犯罪の共犯者を募ったり誹謗中傷を行ったりと、能動的に犯罪に接近していくことが懸念されます。

よって、現在、県内の小・中・高校において随時開催しているサイバーセキュリティカレッジをさらに積極的に開催し、インターネット使用時の防犯上の対処要領等について具体的な指導を行うとともに、情報モラル向上のための啓発活動を積極的に実施していくこととしております。

最後に、(4)の関係業者との連携による啓発活動の強化についてでございます。

現在、サイバー犯罪を未然に防止するため、インターネットに関係する県内の主な事業者で構成する「セキュリティ懇話会」を立ち上げ、意見交換等を行うとともに、インターネット使用時の防犯上の対処要領や情報モラル向上のた

めの啓発活動を行っているところでもあります。県内でもインターネット関連の起業が認められることから、同組織に加入を求めて組織の充実を図っていくとともに、インターネットカフェ等は犯人が身分を隠して犯罪を行う場所となる可能性がありますことから、現在の立ち寄り指導に加えまして、効果的な組織化を念頭に置きながら、連携して犯罪抑止対策を推進するとともに、情報モラル向上のための啓発活動を実施していくこととしております。

最後に、サイバー犯罪に対しましては、対処力の充実におくれをとることのないよう、警察組織が一丸となって、サイバー犯罪総合対策に万全を期してまいる所存であります。以上であります。

**○太田委員長** 執行部の説明が終了しましたが、報告事項について質疑はありませんか。

**○西村委員** 事務処理問題のほうだけ先に質問させていただきますが、たしか前回出していた報告によると、350万ぐらいあって、それが預けを調べたときにはゼロになって使い切っていたということがあったんですが、県警の場合は、ほかの部署に比べて、特に県民の批判というものがより一層強かったと思います。特に警察という一番信頼を置いているところがそういうことを、県民は預けをされたという非常に多くの怒りを、私のところにも多数話をいただきました。その中で、一部新聞等で前出たことがあるかもしれませんが、いわゆる警察が捜査費としてプールというか、特別な犯罪が起こったときの緊急対策室を各警察署につくったりすると思うんですけども、そのときに一時的に必要なお金とその預けのお金というものは全く無関係だったかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○橋本警務部長** 捜査費と今回の預けの問題でございませけれども、今回の預けにつきましては、いわゆる警察需用費と言われる消耗品を購入する会計、この中における預け、この中の要は消耗品を買う際の手続上において預けという行為があったということでございまして、今回の件と捜査費の件では全く関係はございませんし、捜査費については、これまでも適正執行を強くやってきているところとございまして、現在のところ、不適正な捜査費の執行というものは認められないと、こういう状況でございます。

**○米良委員** 柄本部長からサイバー犯罪対策についてお話を伺いましたが、私はぴんどこないところがありますので、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、4番目の本県のサイバー犯罪の情勢ということで、相談件数と検挙件数がここに載っておりますけれども、655件の相談件数に対して、平成18年は16件検挙したということではありますが、相談件数の内容につきましては、さっき柄本部長が幾つか明示されましたけれども、後学のために、差し支えなければこの検挙件数の16件の代表的なものだけでもちょっと教えていただくわけにはいきませんか、どうですか。

**○黒木生活安全企画課長** インターネット、サイバー犯罪の中で代表的なものと言われましたけど、やはり一番お金が入るネットオークション詐欺が代表的なものでございます。それから、そういうサイトに個人名の誹謗中傷を書き込むというのが現在の傾向でございます。これは子供のサイトに子供の悪口を書いたり誹謗中傷を書いたりして、そういうことが原因で子供が不登校になったりとか、そういう部分もありますので、こういう事案につきましては、名誉毀損という刑法の罪名でとらえて検挙するという強

い姿勢で臨んでおります。オークション詐欺については、先ほどうちの部長から説明がありましたけど、被害金額は振り込め詐欺に比べて若干少ない50万とか30万というあれなんですけど、非常にインターネットの利便性といいますか、わざわざ店に行かなくても買える、安いものを買えると、そういう人たちの心情を害する悪質な犯罪でありますので、そういう犯罪については徹底して取り組んでおるところでございます。

**○米良委員** 相談件数の655件というのがちょっと私は気になるんですけども、そこらあたりから発生したという、相談のあった655件と、実際にそういうことに遭遇したということの理解でいいんでしょうか、この655件というのは、必ずしも合致しないということですか、どうなんですか。

**○柄本生活安全部長** 相談件数すべてがこれは被害でありまして、いろんな被害を受けないための相談だとか、それから被害を受ける前にアドバイスというような部分もありまして、これがすべてではありません。その中で検挙したサイバー犯罪の先ほどおっしゃいました検挙した16件、平成18年中ですけれども、内訳は、コンピュータの電磁的記録対象犯罪が1件、それからネットワーク利用犯罪、これが児童買春・児童ポルノ法違反、児童買春が1件、それから青少年育成条例違反が2件、詐欺が2件、それからわいせつ物頒布等が1件、そして名誉毀損が1件、脅迫が2件、その他が5件となっております。不正アクセス禁止法違反がそのほかに1件という16件でございます。

**○福田委員** サイバー犯罪の括弧の5番目、ブログや掲示板などにおける犯罪ですが、膨大なブログやら掲示板がございますよね。その中から犯罪のにおいのする案件のスクリーニング、

そういうシステム等はあるんですか。どういふぐあいによってこれをチェックされるんですか。非常に多くて難しいと思いますが。

**○黒木生活安全企画課長** 例えばブログやらの先ほど名誉毀損等の話もいたしましたけど、そういう中で発見するという場合は、うちにサイバー犯罪パトロール対策班がおりまして、既に自分たちがっております不正アクセスとかID番号で、そしてパトロールをして、そういうところから発見いたしております。ほかの県におきましては、民間にそういう悪質情報、有害情報の提供を依頼します委託事業を行っている府県もございますが、宮崎県においては、サイバーパトロールで、そういう有害情報等を拾います。現在、県下に27台の端末を備えましてサイバーパトロールを実施しているところでございます。

**○福田委員** 本県の警察においては、県警独自で常時、膨大なブログや掲示板がございますね、それを犯罪のにおいのするものをスクリーニングされて対策をやっておる、こういうふうに解釈すればいいわけですね。

**○黒木生活安全企画課長** そのとおりでございます。

**○西村委員** 私もこの前の本会議で質問させていただいて、この分野に関しては非常に私も危惧する部分があって、全国的に被害者よりも加害者になる方が、よく見てみると、非常に副業的に、ちょっと小遣い稼ぎにこういうのをやってみたとかいうのが非常に多いと思うんですよ。まず宮崎県は、捕まった方というか、どういった方でしたか。

**○黒木生活安全企画課長** 質問の関係ですけど、そういうサイバー犯罪の中で捕まった人という意味でございますか。

○西村委員 はい、捕まえた人とか警告を与えた人。

○黒木生活安全企画課長 それにつきましては、先ほど部長のほうから説明もありましたとおり、人の誹謗中傷を書き込んだと、こういうのを名誉毀損でとらえて現実に逮捕したりとかやっておりますし、オークション詐欺につきましては非常に難しいんですけど、他人のID、パスワードを盗むいわゆるフィッシング等を使って、そしてそれをもって人を誘い込んで詐欺をやるというものですから、被疑者の特定がなかなか困難であるといいながらも、そこの捜査を駆使して逮捕しております。大分県と実際合同で事件を捜査しておりますけれども、これはそれを専門にした職業的犯罪集団の犯行でございます。

○柄本生活安全部長 今回の質問は、被疑者の職業とかそういうあれだと思うんですけど、これにつきましては一定のものはございません。本県の場合でのサイバー犯罪の検挙の中では、名誉毀損だとか詐欺なんかをやっている分については、ほとんど会社員だとか無職、それからこの中でもさっき御報告しましたように、青少年育成条例違反とか児童買春というのがありましたけど、これは出会い系サイトを使ったやつで、これには無職だとか会社員とかそういうのが入っております。特にインターネットを使って副業的にいろいろなことをやっているという人は、まだ本県の場合にはそんなにございません。

○西村委員 続けてですけれども、特に犯罪か犯罪じゃないかというのが、仕掛ける人に対して非常に希薄な部分というのがあると思うんですよ。捕まった方も初めはそんなに悪いことをしている気持ちじゃなくてやったけれども、結果的に重大犯罪につながっているケースも多々あって、特に中に問題があるのは、サイバーテ

ロなんかをやる方が10代前半ぐらいのパソコンに特に明るい子供だったということも全国的に多いんですが、その中でどうやってそれを抑制していくか、いわゆるこれは犯罪ですよとやっていくかというのが、私見していると、通り一遍、県庁内にもよく張ってあるようなこういうのは犯罪ですよというようなポスターだと、そういった人たちはかえって世の中を歩いてみるよりも自分の家で閉じこもったりする時間が好きな人が多いと思うので、そういう警告ポスターを目にする機会もなければ、余りにも独特、独自の世界を築いている方が多いものですから、犯罪意識というのは非常に低いと思うんです。それに対して、県警としてはどういう抑止効果というのを出していくと思っておりますか。

○柄本生活安全部長 サイバー犯罪につきましては、最近になって新聞等でも非常に騒がれ始めて、捕まえるまで続けるという、例えばこの前、北警察署で逮捕しました名誉毀損につきましても、捕まるまで続けておりました。これも本人はそんなに罪の意識はなかったのかもわかりませんが、被害者からの届け出がございまして、捜査して行って、そして一つ一つ解析していきまして、本人を突きとめて今回逮捕したんですけれども、その逮捕された情報がこの同じ掲示板のほうに流れまして、そしてほかの今度はその読者から、「これをやったら捕まるんだ」と、「もう危ねえ危ねえ」とか、「サイバーポリスよくやってくれた」とか、いろんな批判なんかはどんどん中に批評とかは流れまして、ですから、確かに一罰百戒じゃないですけども、一つ一つ対応していくことが、同じインターネットを通じている仲間としては、そういう情報がいち早く中に伝わりますので、そういう形での進め方等をやりたいというふうに思ってお

ります。

先日、図書館でも実体験の警報活動を行っておりますし、それから、サイバーセキュリティカレッジで今からどんどん子供たちが使っていくこととなりますので、小・中・高校生に対する広報啓発活動、それから、子どもを有害情報から守る連絡協議会、これは警察、学校、教育委員会、PTA、それから携帯電話会社なんかが入っているんですけども、この中でフィルタリングの普及とかそういう話が一般的になるんですけども、その中でも被害者とならないための携帯電話、コンピュータの扱い方とか、そういう細やかな広報啓発活動を今後続けていかなければ、委員のおっしゃるように、大変危惧するような状態になってくるんじゃないかというふうに思います。パソコンなんかを使ってインターネットを利用したり、それからサイトだとかブログだとか、いろんなものにアクセスしたりする人は、それをやっている自体はそんなに悪いことじゃないわけですから、罪の意識とかそういうのはないんでしょうけれども、ちょっと一たん外れますと、個人的なものとかいろんな恨みとか何とか出てくると、匿名性が高いものですから、個人中傷に走ったりということになりますので、地道にいろんな媒体を通じて広報啓発活動を進めて、そのモラルを高めていく以外にはないというふうに私ども考えております。サイバーパトロールでいろんなところを見つけて、プロバイダとか管理者にこの取り消しなりを依頼するケースも年々ふえつつあるんですけども、一般の人たち、いろんな媒体を通じて広報する、それから新聞に載る、そのことでみんなに知ってもらうことになるんじゃないかと思っておりますので、我々としても、地道にそういう活動を続けていかざるを得

ないというふうに考えております。以上でございます。

○西村委員 非常に匿名性が高いネット上ですから、特にボーダーレスでもありますし、ほかの地域からというのもあると思うんです。非常に被害者、特に誹謗中傷を受けた被害者というのは泣き寝入りしないと、だれに言っていかわかんというようなことがたくさんありますし、特に私たちのような選挙に出るような人間というのは、やたらめったらねらい撃ちをされる部分というのがあって、そこは職業的には仕方ないのかなと逆に私たちも泣き寝入りしている部分がありますから、そこら辺で匿名でもこれは犯罪だよというのをぜひPRしていただきたいと思っておりますし、私もきょういろんなアイデアを早速広げていきたいと思っております。ありがとうございました。

○宮原委員 このサイバー犯罪対策、平成18年に16件検挙されているんですが、それぞれ中身が違うんだろうと思えますけど、どの程度の罪になるのか。例えば懲役が1年つくとか罰金が幾らとか、意外と罪が軽いのであれば、また再犯の可能性があるのかなと思うんですが、大体どの程度の罪になるのかというのが、それぞれ違うでしょうけど。

○柄本生活安全部長 不正アクセス禁止法違反の場合が、1年以下の懲役、50万円以下の罰金でございます。詐欺の場合が10年以下の懲役ということですね。それから、青少年育成条例違反だとか児童買春にしましても、ほとんどが実刑は罰金刑、逮捕・勾留された後で罰金100万とか50万とかというような状態でございます。確かに、こういう特別法の場合、罰が軽いんですね。しかし、一たん逮捕されますと、実名で報道されますし、それが大きな社会的制裁になり

ますので、一罰百戒ではございませんが、我々としてはそれを繰り返していく以外ないというところでございます。

○太田委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 では、その他、何かありませんか。

○井上委員 前回セクシャルハラスメントのことでちょっとお尋ねをいたしました。その方が現在どうなっているのかというのが、私もまだ、新聞紙上でちょっと最初出て、その後の結果を知らないの、それについて教えていただきたいということと、それから、捜査というか被疑者の方と対応するときに、部屋自体をちょっと可視状態にするというか、それをきちんとテープに撮るなり何なり、捜査している現状をきちんとテープに撮ったりするということも私は本当にこれからは大切なんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについての今後の考え方というのをちょっと教えておいていただきたいと思います。

○椎葉警務部参事官 前段の質問でございますけれども、現在まだ勤務しております。事実関係を精査いたしまして、適切に処分したいと思っております。以上であります。後段のほうは刑事部のほうのようですので、譲ります。

○鬼束刑事部長 取り調べの可視化の問題ですね。いわゆる録音・録画の問題でありますけれども、これについては新聞、テレビで御存じのとおり、最近、無罪事件がいっぱい出まして、警察でもということで、検察庁で一部やられておるといことでありますけれども、警察では現在もやっております。その理由というのが幾つかあるんですけれども、一つは被疑者と捜査員の信頼関係が壊れるというのが一つ、それ

から暴力団事件とかそういう組織犯罪ですね、そういうもので当然暴力団の実態とか、それから親分、組長クラスの実態とか動向等も聞かないかんということで、そういうことを話すことによって、録音・録画されることによって、将来、組織内で報復を受けるんじゃないかということで、なかなか供述が引き出しにくいという点と、あとまた被害者とか参考人あたりの当然プライバシーの問題等も話すということになるわけですから、そういうプライバシーが侵害されるんじゃないかというこの3点で、警察としては、現在はまだ録音・録画については消極という意見であります。以上でございます。

○太田委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないようですが、今回、不適正な事務処理ということでの報告もいただきましたが、今後とも適正に適正に事務処理をしていただきたいということと、県行政、警察行政の再出発を図っていただきたいと思っております。

それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時00分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、お礼と報告を申し上げます。

まず、去る9月29日から10月9日まで秋田県で開催されました「第62回国民体育大会（秋田わか杉国体）」についてであります。

太田委員長には、御多忙中にもかかわらず、結団壮行式に御臨席の上、激励を賜りました。

また、大会期間中、選手団に対し、委員の皆様を初め多くの県民の皆様から絶えず応援をいただきました。

皆様の大きな後押しを受けまして、本県選手団は心を一つにして頑張り、天皇杯順位36位という好成績をおさめ、目標としておりました30位台を達成することができました。まことにありがとうございます。

次に、「みやざき子ども教育週間」についてであります。

去る10月21日から27日までを「みやざき子ども教育週間」、28日から10月末日までを「教育週間関連行事開催期間」といたしまして、子供との触れ合いや子供の教育について考える取り組みを集中的・総合的に展開しているところであります。

県におきましては、17日に中村副議長を初め河野副委員長、福田委員、長友委員にも御臨席を賜り、推進大会を開催いたしました。

また、この期間を中心に、県内7つの地域で地域推進大会を開催するとともに、各学校におきましてもオープンスクールを実施するなど、さまざまな行事に取り組んでいるところであります。

「みやざき子ども教育週間」は、昨年度から始めた取り組みであります。これを契機といたしまして、保護者や地域の方々を初め、県民みんなで子供をはぐくもうとする意識のさらなる高揚を図りまして、家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくりを推進していきたいと

考えておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、今月24日に公表されました「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果」についてあります。

調査が行われました各教科A・B問題のほとんどで、本県の正答率は全国平均を上回っております。

結果の詳細な分析はこれからであります。このことは、これまで県教育委員会が取り組んできました「はばたけ！宮崎の子どもたち」をスローガンとする戦略プロジェクトや市町村教育委員会の学力向上の施策はもとより、学校の先生方が学習指導法の改善等に地道に取り組んできた成果であると考えております。

今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、全力を挙げて学力向上に取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援・御協力をよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

本日は、「不適正な事務処理の調査結果について」「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について」「平成20年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について」「第62回国民体育大会の結果について」「第22回全国スポーツ・レクリエーション祭について」の5つの事項について説明いたします。

内容につきましては、引き続きそれぞれ関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○梅原総務課長 それでは、不適切な事務処理により取得した備品について御報告を申し上げます。

資料は、別冊資料1から3までの3冊でございます。

まず、別冊資料1の「不適正な事務処理により取得した備品登録一覧表」でございます。

あけていただきますと、1ページ、2ページにつきましては、自分の所属で預けをつくりまして、その預けで取得した全部の備品を記載しております。これが5つの所属で計124品、総額724万4,367円となっております。

また、3ページをごらんいただきますと、他の所属からの配分により取得した全備品を記載しております。1つの所属で12品、97万4,295円となっております。

表の一番右端に写真番号とありますが、これは後ほど御説明いたします別冊資料3の写真一覧と対応した番号をここに記載いたしております。

次に、別冊資料2でございます。「不適正な事務処理により取得した備品の備品台帳の写し」をごらんください。

あけていただきますと1ページでございますが、上の段、所属 南那珂教育事務所、以下項目が並んでおりますけれども、ここに真ん中の欄ですが、取得年月日とございます。この取得年月日につきましては、全庁調査の最終報告がありました平成19年9月5日といたしまして、すべての備品についての登録が完了いたしております。

なお、この備品台帳につきましては、現物はA4判でございますが、紙面の都合で縮小させていただきます。

最後に、別冊資料3の「不適正な事務処理に

より取得した備品の写真」でございます。

主な備品の写真につきましては、五ヶ瀬中等教育学校につきましては、金額の高い備品から18品、その他の所属については、すべての備品の写真を掲載しております。

今回の不適切な事務処理に当たりましては、今後こういったことが二度と起こらないように職員の意識改革に取り組みますとともに、再発防止に向け全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課関係を説明させていただきます。

文教警察企業常任委員会資料、1ページをお開きください。

10月24日に国が公表いたしました「全国学力・学習状況調査の結果」について御報告させていただきます。

この調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、本年4月25日に実施されました。実施教科は、国語、算数・数学の2教科でありまして、下の参考の四角囲みに示させていただきましたよう、それぞれの教科でA問題「主として『知識』に関する問題」、それからB問題「主として『活用』に関する問題」という2つの区分で実施されました。

本県と国の調査結果の概要を上表に示させていただきます。そのうち本県公立学校の結果を太い線の枠内に示しておりますので、ごらんください。

この表の数値は、全問題に対しまして何問が正解であったかという正答率をパーセントで示しております。

本県の正答率につきましては、先ほど教育長

が申しあげましたように、調査が行われた各教科A・B問題のほとんどの問題において全国平均を0.5ポイントから3.1ポイント上回っております。とおおむね良好な結果であったと考えております。

ただ、ごらんいただきますと、小学校の国語B問題におきましては、全国の公立学校全体と比較すると2.0ポイント下回る結果となっております。また、小学校算数Bにおきましては、全国の公立学校全体及び国公立全体と同じ正答率でございました。

今後、調査結果を詳細に分析・検討し、学校の指導が一層充実するよう、市町村教育委員会とさらに連携しながら、本県の施策や各学校の授業の改善充実にしっかりと努めていきたいと考えております。以上でございます。

**○堀野教職員課長** 資料の2ページをお開きください。

「平成20年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について」でございます。

受験区分ごとに御説明いたします。

資料の一番左端の欄が受験区分、中央の欄が受験者数、その右側の欄が1次合格者数、一番右端の欄が2次合格者数で採用予定者数となっております。

まず、小学校教諭等につきましては、481名の受験者に対しまして、1次合格者が72名、2次合格者が45名であります。なお、括弧書きは女性で、内数及びその割合となっております。

次に、中学校教諭等につきましては、小計の欄をごらんください。410名の受験者に対しまして、1次合格者が67名、2次合格者が32名であります。教科ごとの内訳は、それぞれお示しましたとおりであります。

次に、高等学校教諭等でございます。小計の

欄をごらんください。292名の受験者に対しまして1次合格者が45名、2次合格者が12名であります。教科ごとの内訳は、それぞれお示しましたとおりであります。

次に、特別支援学校教諭等でございます。146名の受験者に対しまして、1次合格者が53名、2次合格者が29名であります。

養護教諭につきましては、119名の受験者に対しまして、1次合格者が22名、2次合格者が12名であります。

全受験区分の合計でございますけれども、一番下の段の欄にお示しいたしておりますとおり、1,448名の受験者に対しまして、1次合格者が259名、2次合格者が130名であります。130名のうち78名が女性でございます。

次に、表の下のほうをごらんください。

2次合格者の中には、特別選考として、スポーツ分野に係る者1名、身体に障がいのある者1名、中学校国語であります。「理療」免許所有者1名の計3名が含まれております。

最後に、本年度、年齢制限緩和により受験が可能となった者は91名ございまして、うち7名が合格し、最も年齢が高い合格者は小学校教諭の40歳でございます。

また、教職教養試験を免除した臨時的任用講師等や現職教員432名のうち63名が合格しております。以上でございます。

**○得能スポーツ振興課長** 資料の3ページをお開きください。

「第62回国民体育大会について」でございます。

大会は、9月29日から10月9日までの11日間にとわって開催されました。「秋田わか杉国体」をもって全日程を終了したところでございます。

まず、1の総合成績についてでございます。

男女総合成績であります天皇杯得点は、冬季大会を含めまして819点獲得し、昨年の40位から順位を4つほど上げまして36位となり、目標としておりました30位台を達成することができました。

2には、成績の推移を示しております。表の中ほどに示しておりますが、平成14年、15年には、30位台を確保いたしておりますが、平成16年、17年と順位を下げております。本年度は、目標としておりました天皇杯30位台を達成し、参加点を除いた競技得点は419点となり、ここ10年間で最も高い得点を獲得したところでございます。

3には、競技得点の内訳を種別・男女別に示しております。一番右の欄の増減をごらんください。競技得点を種別ごとに昨年度と比較いたしますと、少年男子が120.5点増と大きく得点を伸ばし、全体を押し上げております。

4には、競技種目別に団体競技と個人競技に分けて入賞者を示しております。

(1)の団体競技では、ソフトボール少年男子の優勝を初め、柔道少年女子の準優勝、弓道成年男子近的3位、サッカー少年男子、新体操少年男子、ソフトテニス少年男子の4位など、一番下に示しておりますように、昨年度より1競技2種別多い11競技15種別で入賞があり、競技得点におきましても、昨年より74点の得点増となります273.5点を獲得したところであります。

次のページをごらんください。

(2)の個人競技では、上から3段目の競技のウェイトリフティングで、少年男子の村上選手の優勝を含む出場7選手全員が12種目で入賞し、その下の陸上競技では、少年女子の清山選手の優勝を含む4名の入賞やボクシング少年男

子での5名の入賞、また、カヌーでも3種目に入賞するなど、一番下の計に示しておりますように、10競技34種目で入賞し、145.5点を獲得いたしております。

次のページをごらんください。

国民体育大会における本県の競技得点・天皇杯順位、入賞競技と獲得得点を平成10年の神奈川大会から10年間にわたって示しております。

下の表の一番右側に示しておりますように、第62回秋田国体では、ソフトボールやウェイトリフティングを初め21競技が入賞を果たしております。この入賞競技数は、ここ10年では、平成14年や平成18年と並んで最多となるものでございます。これらの結果につきましては、早い時期からの競技団体の指導者や選手の強化に対する取り組みや国民体育大会への意識の高まり、また、県議会を初め県民の皆様の応援が本大会での活躍につながったものと考えているところでございます。各競技団体関係者を初め、大会出場の監督、選手の皆様には、心から感謝しているところでございます。

第62回の秋田国体が終了したばかりではございますが、早速第63回の大分国体に向けた取り組みとしまして、今月から来月にかけて、本県少年競技力の中心であります県競技力強化推進校の顧問研修会の開催や、競技団体関係者などによります秋田国体の反省と来年の大分国体に向けた対策等についての意見交換を行うことにいたしております。今後も県体育協会を初めとする関係機関・団体と十分に連携を図りながら、競技力の向上に全力で取り組んでまいりますので、一層の御支援をお願いいたします。

次のページをごらんください。

「第22回全国スポーツ・レクリエーション祭について」でございます。

本祭典の平成21年開催につきましては、既に御報告させていただいておりますが、本日は、先日の準備委員会で決定されました内容等につきまして報告させていただきます。

本祭典は、1の目的にありますように、広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供することによりまして、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資することを目的に、毎年各県持ち回りで開催される大会でございます。平成17年に、平成21年度本県開催の内定を受けまして、本年度から副知事を会長とします県準備委員会を立ち上げ、全庁を挙げた準備を進めているところでございます。

2の基本方針につきましては、「スポーツランドみやざき」の魅力を全国に発信するとともに、(1)から(3)にありますように、笑顔と感動の祭典、友情と友好の祭典、活気とうるおいの祭典という基本方針のもとに実施してまいりたいと考えております。

3の名称でございますが、第22回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやざき2009」という呼称で実施したいと考えております。

4の主催者は、文部科学省、宮崎県のほか、記載のとおりでございます。

5の開催期日でございますが、平成21年10月17日の土曜日から20日火曜日までの4日間で開催いたします。

6の祭典の内容でございますが、主催事業といたしまして、(1)の開会式から(5)のシンポジウムまで実施いたします。(4)の種目別大会につきましては、アの都道府県代表参加種目が18種目、また、本県独自に開催いたしますイのフリー参加種目が6種目の合計24種目を一覽

表に示しております。県内16市町で開催いたします。競技につきましては、グラウンド・ゴルフやゲートボールを初め、ソフトボールやテニス、バドミントン、陸上競技のほか、エアロビクス、トランポリンなど、幅広い競技を実施するとともに、ペタンク、カローリングなど、ニュースポーツと言われる競技も実施することといたしております。次のページに、種目別会場地一覽を地図でお示ししているところでございます。

ページをお戻りいただきまして、7の大会規模でございますが、参加予定者は約3万人を見込んでおります。

今後、関係各市町及び種目団体と連携いたしまして、受け入れのための具体的な諸準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御支援をどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○太田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありませんでしょうか。

**○野辺委員** 不適正な事務処理、五ヶ瀬中等教育学校ですかね、これは非常に多かったというのは何か特別な背景があったのでしょうか。

**○梅原総務課長** 背景としては特別なものはございません。

**○野辺委員** 小学校の全国学力状況調査の結果ですが、数学か算数だったと思うんです。そのB問題というのは大体わかったんですが、小学校6年のB問題がちょっと下回っておるということについては、例えば国語の場合は、例えばどういう、何か例題でもいいからちょっと挙げてください。

**○飛田学校政策課長** 資料が届いたばかりで十分細かくは分析していないんですが、今、委員の御指摘のありました小学校のBが厳しかった

んですけど、領域としては、話すこと、聞くこと、それから言語事項、例えばちょっとこんなものを一つ持ってきたんですが、これはお店のチラシなんですね。チラシにつきまして、このチラシが問題であって、このチラシを見て子供たちに「チラシの内容を友達に説明しようと思います。その説明としてふさわしいものを4つある中から1つ選びなさい」、例えばどんな設問があるかという、「このお店は夜9時に行っても買い物をすることができますか」とかあるいは「サンドイッチはふだんの一つ分の金額で二つ買うことができますか」、実はこれが正解なんです。こういう設問について、全国では62.8%の正答率であったのが県では57.0ポイントでした。

それから、2番目の問いとして、このチラシの一番下に「みなさん、おいで」と書いてあるんですが、それはチラシとしてはどうだろうと、じゃふさわしい表現に書き直してくださいと、これも例えば「ぜひおいでください」とかいうようなことを要求しているんですが、この分についても3ポイントぐらい全国よりか下であったと。今から具体的にどんな問題がそういう問題だったかというのをしっかり分析したいと思っております。以上でございます。

**○野辺委員** 総じて全国平均よりよかったんですが、今、小学校6年生のB問題がそういうことですので、その結果を踏まえて、今後のまた教育に生かしていただきたいと思っております。後でその他でちょっと伺います。

**○福田委員** 所管外ですけど、宮崎県では小学校はありませんが、中学校に私立があるんですが、私学のデータはお持ちでしょうか。

**○飛田学校政策課長** 所管している部分しか私たちがいただいております。わかりません。

**○福田委員** 参考程度に、本県は公立が圧倒的に多いんですが、都会では私学が多いんですね。中学校あたりで数字を比較してまた教えてもらうといいかなと思っているんです、もし入手できれば。所管外ですから、知事部局のほうにあると思いますが、やっぱり比較される必要はあると思いますね、教育委員会としては。非常に大事な資料ですから。

**○飛田学校政策課長** 実は、国がいろんな結果の取り扱いにつきましては、非常に慎重に対応しております。それで、私立学校は建学の精神とか個々のいろんなことがありますので、我々がいただくことはなかなか厳しいかと存じております。以上でございます。

**○西村委員** 不適正な事務処理の問題で、具体的にこれだけの資料を上げていただいて、本当にまとめるのが大変だろうと思うんですけども、これを見ますと、どうしてもこれが必要だったというものはそこまでないかなというのが正直な感想なんですよね。例えば、大分余剰した、いわゆる預けのお金が余ってきたから、何かしら欲しいなというものを買って行く中で、非常に結果的に五ヶ瀬中等教育学校に物が集まってしまったという経緯があるんですが、例えばこれを同じ西臼杵の高千穂高校、もしくは中学校とかに比べて、実際見た感じどうなんでしょう。ほかの方が見られたときに、非常にこの学校はぜひとくだと思われるのか、もしくは新しい学校でまだまだ備品が足りないから、これぐらいあって普通だと思われるのか、実際私も自分の目を見たことないので、ここはちょっと感想を聞かせていただきたいと思っております。

**○梅原総務課長** まず、五ヶ瀬中等教育学校でこのように備品がたくさん取得されていること

の理由でございますけれども、平成6年に創設されまして、事情聴取によりますと、当時から備品・設備については十分な配慮がなされておったというふうに当時の職員も言っておりますので、特に五ヶ瀬の学校について、そういった備品・設備等が不足していたという状況ではないというふうに考えております。ただ、学校が開学いたしまして生徒数がふえていく中で、こういう預けという形である程度自由に使えるお金があったということから、よりこういった備品があればもっと便利だというふうな形で取得されていったものというふうに考えております。ただ、備品それぞれの内容につきましては、他の学校等と比べましても、特にぜいたくなものが備わっているとか、そういうことではないというふうに考えております。以上でございます。

**○西村委員** 例えば、これを見るとMDラジカセというものが非常にいっぱい出てきて、恐らくクラスに1つぐらい設置しないと、あるクラスとないクラスがあったらおかしいとかいうものがあると思うんですが、同様に高千穂の中学校には、同じように1教室に1個ぐらい同様のものがあるのか。もちろんこれは県民の税金がもとになっているものですから、非常にそこら辺の不平等感というものは現地の人がよく感じると思うんですが、そこあたりはどうでしょうか。

**○梅原総務課長** 他の学校、特に市町村立の学校等の備品の状況については、私どもも把握できておりませんので、今すぐに比較はできませんけれども、今後ともそういう外部の目を見たときに、過剰な設備になっていないかといったような点には十分注意して、執行を気をつけてまいりたいというふうに考えます。以上でござ

います。

**○西村委員** やはり肩がわりというか、教育事務所のほうからこの中等学校のほうにお金が回ったというような前回、前々回の説明があったものですから、それを配慮した上で、その教育事務所あたりが高千穂の周辺の学校と比べて五ヶ瀬中等教育学校がちょっと見劣りするから回したのかなというのもちょっと一因、考えられると思ったんですが、今の説明はそういうわけじゃないということですね。

**○梅原総務課長** 五ヶ瀬中等学校につきましては、そういうふうに備品等が不足しているので配分があったということではなくて、もともと教育事務所が受けた配分の消化のために再配分を受けたということでございます。

**○西村委員** ありがとうございます。またちょっと別の質問ですけど、教員採用選考の中で、下のほうに「臨時的任用講師等」とある、その「等」の部分がほかに何が含まれるのか。これは対象者432名中63名が合格というふうになっておりますが、実際、今、任用講師はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。もし数字があれば教えていただきたいと思います。

**○堀野教職員課長** まず最初の臨時的任用講師等の等でございますけれども、1つは他県の現職教員、もう1つが以前本県の教員であった者が結婚等の理由により退職されてもう一度チャレンジしようという方と、この臨時的任用講師の3種類を想定しております。

ちょっと時間いただきます。

**○野辺委員** 全国スポーツ・レクリエーション祭は、参加人員が3万人になっておる点ですが、国民体育大会は普通どれぐらいの参加人員なのでしょうかね。

**○得能スポーツ振興課長** ちょっとお時間をい

ただきたいんですけれども、本県の参加者が大体500名程度、400数十名の参加を大体目安としているところではありますが、各県、若干それぞれのブロックを通過している人数が異なりますので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

**○野辺委員** はい。いろんな種目がありますが、会場の選考、会場を決めた選考の基準というか、どういう判断をされたんでしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** まず、各市町村からの希望を上げていただきまして、それから各競技団体の希望といたしましうか、そういったのを上げていただきまして、相互に調整させていただきながら決定させていただくということでございます。

**○野辺委員** といいますと、串間にも総合運動公園、きれいなのがあるんですが、市のほうからは希望は上がってきていなかったということで判断していいんでしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** そのとおりでございます。

**○福田委員** スポーツ・レクリエーション祭に関しまして、これは参加者がどちらかという年齢的に上の方、裕福な方ですね。全国大会がいろいろ本県でもこういうスポーツ関連で開催され、あるいは他県と比較する機会があると思うんですが、関係者がこういうことを言われました。スポーツそのものについてのあれは、非常に本県は準備がよくできておるようですね。ところが、知事が言われるもてなしの心、いわゆる他県からたくさんの方が来られる段階で宮崎県を売り込む最高の絶好の機会ですから、教育委員会だけの問題じゃありませんが、関係各部門と連携されまして、例えば会場周辺で、全国からお見えでありますから、宮崎県の産品を手

軽に求められるような体制づくりをしてもらえるとか、あるいは、いろんなもてなしということは本県はなれてるということもよく言われていますが、そういう対応をしっかりとやっていただくと、さらにこの大会が本県を売り込む絶好の効果を生むと、こういうふうにご考えておるんですが、これは教育委員会だけでできることじゃございませんで、宮崎県全体で取り組む必要があるんですが、まだ期間がありますから、この辺の準備について関係各部門と御相談の上、しっかりと対応をお願いしておきたいと考えております。これは全国大会に参加された方からの御意見でございまして、いろいろ本県との比較をされて、そういう意見があったと思います。機会ございましたので、一言おつなぎをしておきたいと思えます。

**○得能スポーツ振興課長** ありがとうございます。実は、県の準備委員会の中でも、委員に教育委員会だけでなく、知事部局のほうにもそれぞれ関係課入っていただいておりますので、今、御指摘いただきましたような点に十分配慮しながら、全県下でまた進めてまいりたいというふうにご考えております。ありがとうございます。

**○井上委員** 平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果についてちょっとお尋ねしておきたいんですけれども、これは本当は順位とかも発表しないと書いていたんですけど、テレビではすぐ出ましたよね。秋田県が1位だとか何だとか言って細かくテレビで、そしてまた、分析もしてございまして、コメントがついてございました。就学援助を受けているところが、その人数の多いところが結局学力が低くて、そして、いわゆる経済格差というのが学力に与えている影響というのは非常に高いということをご既にコメント

され、いろんなところに、それがさもそうであるかのような伝え方がされているわけですね。それで、今回のこの調査にももちろん参加したわけですから、宮崎県内全体での調査を受けての結果の分析をされているのかどうかということと、それからまたされるのかということと、それから、地域的な学力の偏在、今後、小中高の統合というか、そういう地域の学力間格差みたいなものをなくすためにどうこれを活用していくのかという問題、それから、今後この学力調査の結果をどう生かすのかということについて、その3点をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

**○飛田学校政策課長** 結果の分析と今後の生かし方についてまずお答えをさせていただこうと思うんですが、実は今回発表になった資料は、私どもはまだいただいたばかりでありまして、国のほうはその前にある程度の分析はなさっていたということで、今回新聞等で発表なしておりますが、我々はそれを預かって、例えば学力で考えても、全国平均よりいい部分があっても、例えばA問題は3割の問題はできていない問題があります。それから、B問題においても3割とか4割はできていない。それがなぜできていないか、その背景を探るといようなことは非常に大事だと思っておりますので、本県は2教科だけじゃなくて、小学校で4教科、中学校で5教科の調査を実施しておりますし、それは既に学校へ結果を返しておりますし、それについてのある程度の分析も今取り組んでおるところです。それにあわせて、今回の結果も含めて、きちっとした分析・検討を行いたい。そして、学校へどう生かしていくかということ、県としても生かしていく、各市町村も生かしていく、各学校も生かしていくということになり

ますが、県としては、今後の施策等の改善に生かしていくと同時に、学校をどう指導するかということが一番のポイントになりますが、例えば学校支援プラン、さっき申し上げました語彙のところでもこういう課題があった、じゃポイントでこういう指導をしてみたらどうでしょうかという提言をするようなことを含めた支援プランをつくって、学校のほうへ還元したいと考えております。それが分析と活用についてでございます。それから、就学援助等の関係についてありましたが、基本的に委員がおっしゃるとおりだと思います。どの子供にもしっかり学力をつける取り組みというのが大事だと思っております。本県にいただいた資料では、そういうことが直接資料としてはいただいておりますが、今後とも、どの子供たちにもどの地域にあっても、しっかりと学力をつけられるような取り組みをしていきたいと考えております。以上でございます。

**○井上委員** 今、私の考え方が間違っていたらまた御指摘いただきたいんですけども、この中学校3年生の学力というのは、九州でもトップにいくぐらいの学力の結果というのが出ていると思うんですね。ですから、小学校、中学校の教育の期間の中で、十分な学力がこの結果だけを見ればある程度ついているというふうに言っていると思うんですね。問題は、高校の3年間です。高校の3年間の指導の結果で、あれほど各学校との学力差みたいなものが、はっきり言って、それを大学受験で全部を見てはいけないのかもしれないんですけども、この3年間のあり方で宮崎の子供たちの選択肢がどう広がるかということが大切だと思うんですけども、この高校教育3年間との関係です。今回受けた学力の調査結果と一緒に、その問題

をひとつまたどう考えていらっしゃるかというのが聞きたいということと、それと、私どもが文教の委員会で県外の調査をしましたときに、食と脳の問題、頭の脳の問題、発育の問題、そういう問題について、それを非常に提起している学校の学力が高いということが、この調査結果、それは民間調査の結果でも出ているというのが出ているんですけども、その食事との関係ですよ。せっかく宮崎は食事も恵まれているところにいるわけですが、そういう問題との分析とか、それから小学校、中学校における生活の指導なり、それについてはどのように考えておられるのか聞かせていただきたい。

**○飛田学校政策課長** まず、1点目の学力の中学校から高校を見たことについてですが、実は高校の学力を全国指標ではかる物差しはございません。それをあえてはかるとすれば、ということでお話をしたほうがよろしいでしょうか。あえてはかるとすれば、一つは、高校を出たときに進路目標をどう達成しているかということが一番のポイントになると思います。進学であり就職であります。就職でまず申し上げますと、学校をそれぞれ見ていただいて、学校の取り組みをある程度御理解いただいてありがたいなと思っているところですが、例えば宮崎県の18年度、ことしの春卒業した子供たちの有効求人倍率、新卒高卒者につきましては、宮崎県は0.8倍程度でございます。全国は1.79、いわゆる倍ぐらいの求人が全国ではございます。その中で本県の子供たちがどれぐらいの就職をしているかということ、県立、私立合わせた本県の今春の就職率は96.5%、全国につきましては93.9%で、若干ですが、数ポイント本県のほうがすぐれております。しっかりと子供たちが学んでくれ、しっかりと高校の指導者が頑張り、保護者、地

域も応援をしていただいている結果ではないかと思えます。それから、進学につきましても、センター試験のことなんかいろいろ話題になりますが、例えば東京都あたりがいいとおっしゃいますけど、東京都で国立大学というのは、委員の皆様、どんな大学を思われるでしょうか。例えば東大とか一橋とか東工大を受ける子供たちがどれぐらいの学力にあるか、その子供たちと希望者で出すセンター試験のデータで必ずしも検討することは、私たちは妥当ではないと思っています。例えば本県が進学力ということであると、過去10年前、15年前と比べて、難しいレベルに必要な私立大学にどう通っているかというのを私ある程度比較しておりますが、そういう中でいくと、例えば学校名を上げないほうがいいかもしれませんが、早稲田、慶応とかいうような感じのクラスの学校、7～8校ぐらいを比較いたしますと、かなりの、倍ぐらいのここ平成に入ってから伸びをしておりますし、国公立大学もある力がないと合格できません。国公立大学については、12万全国の定員がござります。その宮崎県の人口比でいくと、100分の1ですから、宮崎県の割り当て数というのは1,200ぐらいだと考えればいいと思うんですが、ここ数年、おおよそ大体、公私立合わせて、私どもがつかんでいる数字では2,000程度合格していると思えます。したがって、小学校、中学校、高校一貫して、子供たちの頑張り、先生たちの頑張り、そして家庭、地域の支えがあって、課題はいっぱいありますが、しっかりと伸びていると考えているところです。

それから、2点目の食とか基本的な生活習慣のことについてのことですが、私は非常に、十分分析はしておりませんが、うれしかったのは、行動の調査とかあるいは意識の調査の部分につ

いても、全国平均に比べて、ほとんどの項目で宮崎はいい結果でした。おっしゃるとおり、朝食をきちんととっている子供のほうが学力が高い状況にあります。そういうことについて、理想を追いながら、どういうことが必要かということも今後分析していきたいと考えております。以上でございます。

**○井上委員** 先ほど福田委員のほうから今度のレクの大会のこととかも出て、宮崎県をできるだけアピールしてくださいよというお話がありました。今、宮崎県で移住の問題だとか、それから企業誘致の問題だとかというのを積極的に取り組んでいます、一番ネックになるのが移住したときの教育環境の問題なんですよ。じゃリタイアした人だけが宮崎に来ればいいということではなくて、教育環境が充実しているということは、とても大事なことだと思うんですね。できるだけ、だから、数字すべてでそれで全部がいいというふうに言うわけではありませんが、宮崎県の教育力のすばらしさみたいなもの、教育力が上がってきているということのアピールというのもどこかできちんとしておかないと、その辺が宮崎に行ったら大学もいいところは選べませんよみたいな逆の宣伝というのはちょっとまずいなと。今回の学力の結果というのは、九州でもいいというふうに言われれば、それとプラスアルファ、もっと宮崎における特殊な教育環境、プラスアルファの教育環境があって、宮崎に来られるとこんなすてきな教育を受けられますよというようなことが何かプラスとしてアピールできないものかどうか、もう一回、学校政策を含めてちょっと検討いただくと、今の誘致の問題だとか移住の問題とかのプラスアルファの面では、物すごく大きなプラスのあれがいただけるのではないかなというふうに思う

んですね。東北とか非常に新幹線が通っていて、東京に近いということもあって、誘致の問題というのは非常にスムーズにいったりとかするんですけれども、宮崎は確かに遠いけれども、そういういろんな意味でのベースになっている部分はオーケーですよというのが何かアピールできるといいかなというふうに思うんですよ。だから、小中高、こういうような教育を受けて、こういうような子供たちにとってもプラスなものがありますということが、現実に企業誘致だとか移住の問題だとかにリンクしていけるようなそういう状況というのをもっとつくり出していただいて、食事の面から含めて、それが何かできるといいかなというふうに思いますが、教育長。

**○高山教育長** 大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。学力だけに限らず、知事部局のほうと何を売りにしていくのかということも十分考慮しながら、県教委だけじゃなくて、県としてどういった売り込みをしていくのかということも今後協議しながらやっていきたいというふうに考えていますので、そこは御理解いただきたいと思います。

**○米良委員** 先ほど、スポーツ振興課長から国体の成績について御報告いただきましたが、4位も向上するというのは、これは本県にとって大きな私は成果だというふうに非常に喜んでおるわけですが、いただきました資料の5ページ、初めてこういう資料をいただきましたが、過去10年の種目別の点数の状況、昨年とあるいは2～3年前と比較しまして、今年度の平成19年の秋田国体から見ますと、25点以上とった種目というのが7種目あるんですよ。その時々選手層の厚みによって違うと思うんですけれ

ども、これから下、いわゆる18.5、ボクシングからずっと下、ライフル射撃までいきますと、要はこの部分をどうするかという単純な気持ちに私はなるんですけども、そういう見方、考え方が適切なのかどうかというのは後でまた課長、教えていただきたいと思うんですけど、もう一つは、ソフトボールがことしは72点なんです。去年はゼロ点なんです。こんなに高低の差があっていいのかどうかというのも私はひとつ疑問におもうんです。ソフトボール、去年はゼロ点じゃないですかね。ないでしょう。ソフトボールでまた言いますと、平成16年、埼玉国体では44点とっているんです。こういう一つの結果を見ますと、その時々選手層というのが物を言ってくれるのかなという単純な気持ち、もう一つは、ことしのボーリング、後ろから2番目、1点とっています。平成15年の静岡大会では35点もとっているんです。順位にこだわって国体をあれするものなら、ここ辺のことを精査しながら、課長、どう取り組んでいくかというのが大きな私は課題として残されておるような気がしますけれども、これは単純な質問ですけども、何回も言いますが、その時々選手層の厚みによって違うと思うんですけども、ここらあたりをどうこれから対応していくのか、そこ辺の考え方があれば、お示ししていただくとありがたいなというふうに思っておりますが、そこ辺はどうなんですか。

**○得能スポーツ振興課長** 私たちも同じようなことを課題としてとらえているところなんですけれども、安定した競技力を維持していくということは最も大事なことだというふうに考えておりますが、本県の実情を見てみますと、特に成年競技におきましては、大きな企業が少ないというようなこともありまして、どうしても少

年競技力に頼らざるを得ないという現状がございます。その中で、もちろん旭化成を中心として一般の方々の活躍も見逃せないところではありますけれども、特にこれまで平成13年度あたりから取り組んでまいりました小学校、中学校、高等学校の一貫した指導体制といいたいまいしょうか、そういった事業に取り組ませていただいた成果が、去年、その前ぐらいからぼちぼち出てきて、去年、ことしと比較的安定しているというふうに私たちは見ているんですが、先ほど委員の御指摘のありました、競技によって去年は得点をとったけれども、ことしはとれないというふうな御指摘がございましたけれども、確かにそういったことはございます。ただ、選手も入れかわっているという状況がございますので、その辺につきましては、例えば得点に絡むのがベスト8以上ということでございますので、まず九州ブロックを勝ち抜かなければならないんですけれども、その8位入賞の一步手前で、2回戦ぐらいで悔し涙を流したという状況もございますので、そういった点につきましては、ある意味、頑張ってみんなやってもらっているんですが、その年その年によって、競技ですので、あるのかなと。ただ、安定的な競技力を維持していくことについては、私たちも最大の目標に掲げて進めているところでございます。

**○米良委員** 今、課長おっしゃいますように、私も同感なんです。安定した種目とそうでない種目というのは明らかですもんね。だから、そこあたりから考えると、もう一つ、平成16年の埼玉国体はバレーボールは28点とって、本年度はこれもゼロじゃないですかね、さっき言いましたように。そういうことからすると、課長おっしゃるように、少年の部に力を入れて、これから本県のスポーツ競技力の向上、国体でも

上位ランクを目指すようなそういう体制というの、課長おっしゃるように僕も必要じゃないかなと思いますが、そういうことに絞って20年度はやってみてはどうかと思いますけれども、そこ辺はどうですかね、課長一存ではなかなか返事がしにくいと思いますけれども。

**○得能スポーツ振興課長** 一番強化を図るためには、県外とかの強いところと戦いながら力をつけていくというようなことも非常に大事なところでございますが、予算措置が非常にいろいろ御理解をいただいて、昨年に続く予算を確保させていただいて、大変ありがたいと思っているところなんですけれども、入賞が期待される、あるいは実際に成果を出している競技につきましては、今お話がございましたように、重点的に進めていく必要があるというふうに考え、昨年からことしに変わるときも、そのようなことを配慮しながら進めさせていただいているところで、今後も進めていきたいと考えております。

**○堀野教職員課長** 先ほど御質問のございました臨時的任用講師の数でございますけれども、全体で988名でございます。

**○得能スポーツ振興課長** 先ほどの御質問で、国体の参加者の数でございますが、全体で約3万人、選手、役員含めて約3万人ということでございます。

**○太田委員長** その他、何かありませんか。

**○野辺委員** ちょっと関連があるんですが、先ほど地元から要望がなかったというのは、もう1回限りで、例えば要望出ていませんよと、出されませんかという確認はなかったんでしょうかね、例えば市町村からのですよ。

**○得能スポーツ振興課長** 1回だけの会議ではなくて何回か、それぞれ市町村の祭典に対する御理解もいただかなければなりませんので、と

いいのですが、会場地でまた実行委員会も立ち上げていただかなければならないということもございましたので、何回か会議を持たせていただいて、十分御説明をさせていただいた上での回答をいただいたということでございますが、ただ、県内で競技数も24種目に限っておりますので、すべての県内の市町村にお願いするということは不可能な部分がございます。したがって、先ほど御指摘もあったんですけども、もてなしの気持ちで全国からお迎えするという趣旨を十分我々も踏まえておりますので、競技をやらない市町村におかれましても、特にこの祭典は、競技を終わられて皆さん真っすぐ地元に戻らずに、旅行して帰られるという方がたくさんいらっしゃいますので、本県の観光地だとかいろんなところを見ていただくというようなことも考え、また、先ほどありました、いろんな産地の名産だとかそういったものも十分見ていただいたりというふうなことを考えながら、全県下でお迎えしてこの祭典を開いていきたいというふうに考えておりますので、それぞれ近隣の市町村にも十分御協力を願わなければならないというふうに考えているところでございます。

**○野辺委員** わかりました。ありがとうございます。ちょっと特別支援学校のことで伺いたんですが、高等部の中に、言葉が適当でないかもしれませんが、訪問部というのがあるんでしょうか。例えば施設とか病院に訪問して授業をするという、そういう状況、現状はどうなっているんでしょうか、外に出て行っている。

**○有馬特別支援教育室長** 養護学校におきましては、家庭あるいは病院に入院しているお子さんに対して訪問教育を実施しております。

**○野辺委員** それは大変喜ばれているわけであ

りますが、今、それを今後やめていくとかいう方針ではないのでしょうか。

○有馬特別支援教育室長 そういうことはございません。

○野辺委員 ちょっと私の理解不足かもしれませんが、具体的にお聞きしますが、日南の特別支援学校の高等部、愛泉会病院ですかね、ここがなくなるんじゃないかということで父兄のほうから相談を受けたものですから、そういうことはありませんかね。

○有馬特別支援教育室長 その件は多分こういうことだろうと思います。養護学校が義務化されましたのが昭和54年であります。ところが、それ以前に義務就学年齢を過ぎておられた方々がおられます。現在、大体50歳ぐらいの方々です。その方々は、要するに義務教育を受ける機会を逸されたわけでありまして、その方々のために、川南にあります宮崎病院と愛泉会病院におきまして、訪問教育という形で義務教育を今実施しているところであります。その方々が現在、中学部の3年生になっておられます。大方年齢は50歳前後であります。その方々の高等部進学についての要望じゃないかなというふうに思います。以上です。

○野辺委員 それは可能ということで理解していいのでしょうか。

○有馬特別支援教育室長 その問題については、保護者の方々からも要望とか上がってきておりますので、現在、委員会のほうで検討しております。

○野辺委員 ぜひひとつ前向きに検討をお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。

○太田委員長 その他ありませんか。

それでは、以上をもって教育委員会を終了い

たしますが、先ほどの不適正な事務処理については、今後ともきちっと適正な事務処理に努めていただきたいと思います。そして、県行政、教育行政の再出発ということで、新たに出発していただきたいと思います。とっております。

執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時5分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後0時5分閉会